

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果

意見募集期間:令和7年 11 月 27 日(木)から同年 12 月 26 日(金)まで

提出された御意見の件数:7件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1	KDDI 株式会社
2	LINE ヤフー株式会社
3	Facebook Japan 合同会社
—	個人(4件)

意見 No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正の 有無
1	全般	<p>このたび、総務省が電気通信事業法の下で提案されている事故報告制度の見直しにつき、書面による意見提出の機会を賜りましたことに、深く感謝申し上げます。</p> <p>重大な通信障害：報告対象となる事故の基準</p> <p>法令遵守の円滑化及び迅速かつ正確な報告を確保する観点から、特に緊急通信を目的としないオーバー・ザ・トップ型メッセージングサービスに関して、総務省におかれまして、報告基準及び報告対象となる障害継続時間を単一の基準として整理することをご検討していただきたく存じます。具体的には、「日本国内の利用者 10 万人超に影響を及ぼし、かつ障害が少なくとも 3 時間継続した場合」を報告対象とする基準の採用を提案いたします。</p> <p>これは、現在提案されている、影響を受けた利用者数に応じて障害継続時間の基準を二分する方式（すなわち、日本国内の利用者 100 万人超に影響した場合は 2 時間以上、10 万人超に影響した場合は 4 時間以上）に代わるものです。かかる単一基準の採用は、規制当局による適切な監督と、グローバルに運営される非緊急型メッセージングサービスにおける運用上の実現可能性との均衡を図るものであり、不必要な制度的複雑性を回避するものと考えます。</p> <p>グローバルに提供されるサービスにおいて、特定のアプリケーション機能（例えば、ソーシャル・ネットワーキング・アプリに組み込まれたメッセージング機能）に関し、国別に影響を受けた利用者数を</p>	<p>本改正案における第五十八条第二項第一号の表四の項については、情報通信審議会の一部答申を踏まえたものであり、原案のとおりといたしますが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、重大な事故が発生した後の速やかな報告については、判明している範囲でご報告いただくこととしております。</p> <p>また、重大な事故が発生した際の総務省への報告内容については、情報セキュリティポリシー等に則り適切に管理しております。また、電気通信事故検証会議における説明内容等については、会議開催時には原則非公開とするとともに、電気通信事業者の了承が得られた内容に限り、議事要旨及び検証報告として公開しております。この点について、説明内容等の検証から得られた知見・教訓等の他事業者への共有に資するため、電気通信事業者に可能な範囲でのご協力をお願いしているところです。</p>	無

統計的に算定するには、事故の性質や複雑性に応じて相当の時間を要します。これは、統計分析の妥当性及び再現性を確保するため、慎重な検証が不可欠であるためです。現行の二分化された基準は、こうした分析にさらなる複雑性を加え、結果として、事故が報告対象に該当するか否かの判断に要する時間を延長させ、総務省への報告を遅延させるおそれがあります。

これに対し、単一の基準を採用することで、評価プロセスは大幅に簡素化され、事業者は複雑な多層的報告基準への対応ではなく、事故の迅速な調査及び復旧対応に注力することが可能となります。

また、諸外国における事故報告制度の前提として、報告対象サービスは、警察当局や消防当局への通報といった緊急通信に用いられているものが対象となっています。主として社会的交流を目的とするメッセージングサービス(例:他の利用者の投稿への反応、流行中の動画の共有)と、それらのサービスとは、明確に区別して取り扱われるべきであると考えます。社会的メッセージングサービスも人々のつながりを支える重要な役割を果たしていることは理解しておりますが、その通信の性質は、緊急通信サービスにおける「不可欠性」とは異なり、社会的・補助的なものにとどまります。

非緊急型メッセージングサービスに対して単一の報告基準を設けることにより、規制上の関心は真に重大な影響を及ぼす事故に集中され、軽微または短時間で解消される障害についての不要な報告を回避することが可能となります。これは、過剰報告の防止、事業者及び規制当局双方の事務負担の軽減につながるとともに、複雑な報告要件への対応ではなく、事故対応及び利用者支援に資源を振り向けることを可能にします。

以上を踏まえ、影響を受けた利用者数が 10 万人以上である限り、報告対象となる障害継続時間を 3 時間とする単一基準を採用し、100 万人超の場合に適用される 2 時間基準は廃止されることを要望いたします。

#### 重大な通信障害：総務省への第一次報告の時期

事故が重大な通信障害に該当する場合、総務省が「速やかに」第一次報告を求め、その後 30 日以内に書面報告を求めている点については理解しております。その上で、「速やかに」との要件の解釈に関し、以下の点についてご理解を賜りたく存じます。

事故は、その原因、規模、利用者への影響のいずれにおいても多様であり、第一次報告において提供可能な情報の時期、範囲及び詳細度も、事故ごとに異ならざるを得ません。

国際的な規制においても、事故対応の初期段階では情報が限定的かつ急速に変化するという現実が考慮されています。事業者にとって最優先されるべき目標は、まず利用者へのサービス提供を回復させることにあります。この点、米国の「重要インフラに関するサイバー事故報告法(2022 年)」(CIRCIA)においては、「対象となるサイバー事故」について、事業者が当該事故の発生を合理的に認識した時点から 72 時間以内に報告を行うこととされています。また、欧州連合(EU)のネットワーク及び情報セキュリティ指令(指令 2022/2555 号、いわゆる NIS2 指令)においては、重大事故を認識してから 24 時間以内に「早期警告」を行い、72 時間以内に事故通知を行うことが求められています。

		<p>重大な通信障害:報告書及び／または委員会審議において開示される情報に対する秘密保持</p> <p>最後に、事故対応の一環として提出または共有される報告書及び情報について、適切な秘密保持措置を講じていただくことをご検討いただきたく存じます。各事故に関する報告書には、事故の根本原因や事業者のインフラ構成・設計に関する情報など、営業秘密に該当する情報が含まれることとなります。これらの情報は、さらなる脆弱性やシステム依存関係を明らかにし、結果として脅威主体に悪用されるおそれがあります。</p> <p>このため、総務省に提出される一切の報告(その後に行われる総務省または関係委員会に対する回答や説明、プレゼンテーションを含みます。)については、機密情報として取り扱われ、厳格に非公開とされるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Facebook Japan 合同会社】</p>		
2	電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 第五十八条第二項 第一号 表 二の項	<p>事故報告制度においては、インターネット関連サービスについて、有料サービスと無料サービスとで報告基準に差が設けられている一方で、音声伝送役務については、有料・無料を問わず同一の報告基準が適用されているものと理解しております。</p> <p>しかしながら、今回の制度改正に至る検討過程において、音声伝送役務について、有料・無料の別やサービスの提供形態の違いなどを踏まえた整理が十分に議論されたとはいえません。</p> <p>一般に、有料サービスと無料サービスとでは、利用者が期待するサービス品質や安定性に差があることは当然であり、インターネット</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます</p> <p>なお、本改正案は、電気通信サービスの利用実態の変化等も踏まえ、情報通信審議会の一部答申を受け、重大な事故の報告基準等の見直しを行ったものです。</p>	無

		<p>関連サービスにおいてその点が制度上考慮されていることとの関係で見ると、音声伝送役務についてのみ、有料・無料の別なく同一の報告基準が適用されている点は、制度全体としての整合性の観点から、改めて検討を要する論点であると考えます。</p> <p>国民共有の財産である電波や電話番号の割当を受けずにサービスを提供する無料の音声伝送役務については、これらの割当の有無の点でも有料の音声通話サービスとは性質を異にしています。</p> <p>また、メッセージングアプリにおいて、テキストによるチャット機能等に付随する機能として音声通話機能が提供される場合には、音声通話機能が利用できない場合であっても、当該テキストによるチャット機能を通じて連絡を行うことが可能であり、アプリ内での代替性が高いという特性を有しています。</p> <p>このような点を踏まえると、メッセージングアプリに付随して提供される無料の音声通話サービスについてまで、有料の音声伝送役務と同等の事故報告基準を適用することは、不合理です。</p> <p>これらの論点については、今回の制度改正に至る検討において十分に整理されていないと考えられることから、速やかに議論の俎上に載せていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【LINE ヤフー株式会社】</p>		
3	電気通信事業報告規則第七条の三の規定に基づき、総務大臣が別に告示す	別記様式 事故発生状況報告内、事故発生件数について、右上日付を4月1日から3月31日分までに改めるのであれば、何月かは記入式となっているが、最初から「4月」「5月」……「3月」と月を埋めてしまってもよいのではないか。	御意見のとおり修正いたします。	有

	る事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部を改正する告示案別記様式		【個人 A】		
4	電気通信事業報告規則第七条の三の規定に基づき、総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部を改正する告示案別記様式	<p>1. 告示の改正案により、報告すべき月の記載は、固定されることになる。</p> <p>したがって、月の記載の前を空白とするのではなく、「4月」、「5月」などのように不動文字で月の名称を様式に記載すべきである。</p> <p>2. また、同案により記載すべき事項が横長になることから、長辺と短辺を入れ替えたほうが合理的な場合もあり得る。</p> <p>したがって、長辺と短辺の指定を削り、いずれを長辺・短辺としてもよいこととすべきである。</p>	【個人 B】	御意見のとおり修正いたします。  有	
5	電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン(第8,9版)(案) I 第8段落	<p>本ガイドラインの見直しについて、電気通信サービスの利用実態の変化を踏まえ、重大な事故の報告基準および報告対象の見直しが行われた点について理解いたします。</p> <p>特に、従来の基準では把握が困難であった無料インターネット関連サービス等における事故情報についても、適切に把握・共有できるようにすることを目的として見直しが行われたものと認識しております。</p> <p>本改正を根拠として、無料インターネット関連サービスに対し、設備構成の見直し、冗長性確保等の対応を一律に求めることとならないよう、今回の制度改正の考え方を明確にさせていただくことが重要と考えます。</p>		<p>電気通信事故報告制度については、事故発生時の利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図ることを目的としたものです。</p> <p>このため、更なる利用者の利益の保護を図ることを目的として、電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえた情報通信審議会の一部答申を受け、重大な事故の報告基準等の見直しを行ったことから、本ガイドラインに当該改正内容の反映を行うものです。</p>	無

		<p>特に、真摯に制度対応を行おうとする事業者ほど、こうした対応への事業運営上のコストが大幅に増加するおそれもあります。</p> <p>したがって、あくまでも情報の集積を通じた安全・信頼性の向上を目的としたものであることを明確にさせていただくようお願いします。</p> <p>【LINE ヤフー株式会社】</p>		
6	<p>電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン(第8,9版)(案)</p> <p>IV</p> <p>1</p> <p>1.1</p> <p>施行規則</p> <p>第五十八条第二項</p> <p>第一号</p> <p>表 四の項</p>	<p>表四において、従来、広く無料のインターネット関連サービスを対象として整理されていた規律について、一定の利用者規模等の基準を設けることにより、事実上、報告対象となるサービスの範囲を一定程度絞り込む整理が行われたものと理解しております。</p> <p>このように、制度上の対象範囲が具体化され、特定の事業者やサービスが規律の対象に入ることとなる場合、法令上の義務を課す制度として、対象となる事業者およびその具体的なサービス名が、あらかじめ明確に示されていることが重要と考えます。</p> <p>特に、対象範囲の解釈に幅が残されたままでは、報告を行う事業者の判断に委ねられる部分が大きくなるだけでなく、報告を受ける側においても、対象範囲の解釈や運用判断に幅が生じるおそれがあります。その結果、制度運用における透明性や予見可能性が十分に確保されず、不公平な運用となる懸念があります。</p> <p>このため、表四に基づく報告義務の対象については、どの事業者のどのサービスが対象となるのかについて、ガイドライン等において、その具体的な名称をお示しいただくようお願いいたします。</p> <p>【LINE ヤフー株式会社】</p>	<p>現在の事故報告制度は、サービスの重要度や社会的影響力に応じて、電気通信役務の区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものであり、本改正案における第五十八条第二項第一号の表四の項に掲げる電気通信役務の区分についても、他の区分と同様に、特定の事業者及びサービスを念頭に置いているものではありません。加えて、その対象については、省令案において明確化されていることから、その解釈や運用判断に幅が生じるおそれはないと考えます。したがって、原案のとおりといたします。</p>	無

7	<p>電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン(第8,9版)(案)</p> <p>IV</p> <p>1</p> <p>1.1</p> <p>(3)</p>	<p>14 頁において、付加的な機能の提供に係るものとして、メッセージングサービスにおける絵文字機能やスタンプ機能等が、事故報告の対象外となる例として整理されている点については、制度趣旨を理解する上で一定の参考となります。</p> <p>一方で、事故の報告は、事業者が事故を認知して行うものであり、その成否の判断は、ガイドラインの記載内容に基づく解釈に大きく依存するものと考えられます。このため、事故該当性の判断に関する具体的な記載が十分でない場合には、事業者ごとの判断にばらつきが生じるのみならず、報告を受ける側においても、事後的な運用判断に幅が生じ、結果として恣意的な判断となってしまうおそれがあります。</p> <p>こうした懸念を避け、制度運用の透明性および予見可能性を確保する観点から、どのような機能や事象が事故報告の対象外となるのかについて、可能な限り具体的な考え方や事例を示すことが重要と考えます。</p> <p>メッセージングサービスにおける絵文字機能やスタンプ機能のほか、「等」に含まれるメッセージングサービスのアプリ上で付加的に提供されるサービスをより具体的に記載いただくよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【LINE ヤフー株式会社】</p>	<p>メッセージングサービスごとにその付加的な機能は異なるため、本ガイドラインにおいては、情報通信審議会の一部答申を踏まえ、絵文字及びスタンプ機能を例示したものです。</p> <p>このため、本ガイドライン改訂案の記載について原案のとおりといたしますが、電気通信事故に該当する可能性のある機能の提供停止等が発生した場合には、個別に総務省へご相談いただきますようお願いいたします。</p>	無
8	<p>電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用</p>	<p>メッセージングサービスの付加的な機能例について、絵文字機能やスタンプ機能等が追加されておりますが、含まれる機能を具体的に追加でお示しいただけますと幸いです。</p>	<p>メッセージングサービスごとにその付加的な機能は異なるため、本ガイドラインにおいては、情報通信審議会の一部答申を</p>	無

	<p>に関するガイドライン(第8,9版)(案) IV 1 1.1 (3)</p>	<p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>踏まえ、絵文字及びスタンプ機能を例示したものです。 このため、本ガイドライン改訂案の記載について原案のとおりといたしますが、電気通信事故に該当する可能性のある機能の提供停止等が発生した場合には、個別に総務省へご相談いただきますようお願いいたします。</p>	
9	<p>電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン(第8,9版)(案) IV 1 1.2</p>	<p>23 頁において、事故の性質や重要度に応じて記載内容にメリハリを付ける考え方が示されている点について、事業者の報告負担に配慮した整理がなされているものと受け止めており、感謝いたします。</p> <p>その上で、本ガイドラインを踏まえた今後の制度運用において、事業者が行う重大事故報告について、具体的にどのように実務上の負担軽減が図られるのかを明らかにしていただきますようお願いいたします。</p> <p>重大事故報告は、事故の発生頻度の多寡にかかわらず、個々の事故が発生した際に、短期間での事実関係の整理、影響範囲の特定、原因分析等を要し、相当程度の人的・時間的リソースを必要とする対応であると認識しております。したがって、各重大事故報告を実施する際の実務負担が、実際の制度運用においてどの程度軽減されるのが重要です。</p> <p>本ガイドラインに示された考え方が、今後の具体的な制度運用に適切に反映され、重大事故報告における記載内容や対応範囲の明</p>	<p>事故報告におけるメリハリの考え方を導入することにより、重大な事故が発生した場合の再発防止の観点から、適切な事務負担軽減や合理的な資源配分がなされることを見込んでおります。</p> <p>事案により報告の要点は異なるところ、本ガイドライン改訂案の記載については原案のとおりといたしますが、重大な事故が発生した場合には、個別に総務省へご相談いただきますようお願いいたします。</p>	無

		<p>確化等を通じて、事業者の実務負担の軽減が実効的に図られるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【LINE ヤフー株式会社】</p>		
10	<p>電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン(第8,9版)(案) IV 3</p>	<p>報告について、「四半期ごと」ではなく「年度ごと」に行うとする改正が行われる予定のようであるが、年度ごとではあまりにその間隔が開きすぎていると思われるので、四半期ごとのままとした方が良く考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人 C】</p>	<p>電気通信事業報告規則第七条の三が規定する事故の発生状況については、規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、四半期ごとの報告から年度ごとの報告に改める制度整備を令和7年に行ったものを本ガイドラインに反映するものです。</p> <p>なお、報告頻度の緩和は、参入から間もない者を含む電気通信事業者にとって事務手続きにおける過度な負担を避けるためのものであり、電気通信事故が発生した際には、総務省への報告頻度にかかわらず、適時に記録等を行うことが引き続き重要であると考えます。</p>	無
11	その他	<p>電気通信事業法施行規則改正を通じた接続料引き下げと通信公共料金化の提案</p> <p>省令案を支持しますが、ユニバーサルサービス拡充と接続料調整を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、MVNO 躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。</p> <p>地方のブロードバンド普及率 75%未満(総務省 2025 年データ)</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

で、大手寡占(シェア 90%)による料金高止まりが弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害しています。改正で接続料を最新コストで調整するなら、公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担 10-20%軽減が可能。

たとえば、段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。

MNP 審査を簡易化(オンライン即時審査、信用情報不要)し、手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。MVNO 躍進で多様な使い方(低容量プランや IoT 特化、時間帯別速度制限)を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性化。中古市場も活性化します。

端末販売を家電量販店に分離(自由価格設定)で余剰在庫廃棄を削減(CO2 排出 5%低減)。海外メーカーの新機種サイクルに対抗し、日本メーカーの長寿命端末(バッテリー交換可能、OS 更新 10 年対応)を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の端末購入負担 15%軽減できます。

地方光回線普及を義務化し、公共料金化で IP 放送を推進すれば、地方の情報格差を埋めます。これにより、通信全体の CO2 排出(インフラ効率化で 5-10%低減)にも寄与し、持続可能な社会を構築。

これらの施策で、省令案の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。省令案に反映を求めます。

【個人 D】